

福島県待機児童対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法附則第14条第4項に基づき、待機児童解消を促進し、福島県内の教育・保育の提供体制の確保内容等を協議するため、福島県待機児童対策協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1)教育・保育の受け皿整備の推進に関すること
- (2)保育人材の確保及び資質の向上に関すること
- (3)その他、待機児童解消に向けた情報の共有・調整等に関すること

(委員)

第3条 協議会の委員は別表に掲げるものをもって構成する。

- 2 委員の任期は二年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長、副会長)

第4条 協議会に会長、副会長を各1名置く。

- 2 会長は、福島県こども未来局長の職にある者とし、議会の議長となる。
- 3 副会長は、委員の互選により選任し、会長を補佐する。
また、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、福島県保健福祉部こども未来局子育て支援課に置く。

- 2 協議会の庶務は、事務局が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、協議会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

別表（第3条関係）

構成員	採択 団体 (※1)	待機 あり (※2)	分野
福島市担当課長	○	○	市町村
会津若松市担当課長	○		市町村
郡山市担当課長	○	○	市町村
いわき市担当課長	○	○	市町村
白河市担当課長	○	○	市町村
須賀川市担当課長	○	○	市町村
喜多方市担当課長	○		市町村
相馬市担当課長		○	市町村
二本松市担当課長	○	○	市町村
田村市担当課長	○	○	市町村
南相馬市担当課長	○	○	市町村
伊達市担当課長	○		市町村
本宮市担当課長	○		市町村
川俣町担当課長	○		市町村
鏡石町担当課長	○		市町村
西郷村担当課長	○	○	市町村
矢吹町担当課長	○		市町村
塙町担当課長		○	市町村
新地町担当課長		○	市町村
福島県認定こども園協会会长 古渡 一秀			福島県こども・子育て会議計画部会委員 学識経験者
福島県保育協議会副会長 宮内 隆光			
福島県学童クラブ連絡協議会会长 山田 和江			
福島県地域保育所協議会会长 丹治 洋子			
公益財団法人福島県私立幼稚園・認定こども園連合会常任理事 安齊 悅子			
福島県PTA連合会副会長 斎藤 徹			
NPO法人しらかわ市民活動支援会副理事長 樋口 葉子			
福島県市長会 渡辺 明稔			
福島県町村会 関根 邦夫			
桜の聖母短期大学学長 西内 みなみ			
福島県こども未来局長			福島県

※1 「子育て安心プラン実施計画」が国に採択されている市町村

※2 協議を行う年度において待機児童が生じている市町村

待機児童解消等の取組の支援

待機児童解消を促進する方策として、現行の都道府県による市区町村の取組の支援（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）をより実効的なものとするため、都道府県を中心に、関係者全員参加の下で協議する場を設置することができる。（法定）

「待機児童対策協議会（仮称）」

【主な役割（例）】

○ 都道府県単位での保育の受け皿確保

- ・市区町村の整備計画の精査
- ・企業主導型保育施設等を含めた整備情報の共有
- ・多様な主体の参入促進

○ 保育所等の広域利用の推進

- ・市区町村間の利用調整
- ・広域利用のための協定の締結支援

【構成員】都道府県、関係市区町村、保育事業者、有識者が参加する。必要に応じて関係省庁が参加。

【その他】既に合議制の機関を有している場合は、当該機関が協議会に代わることがができる。

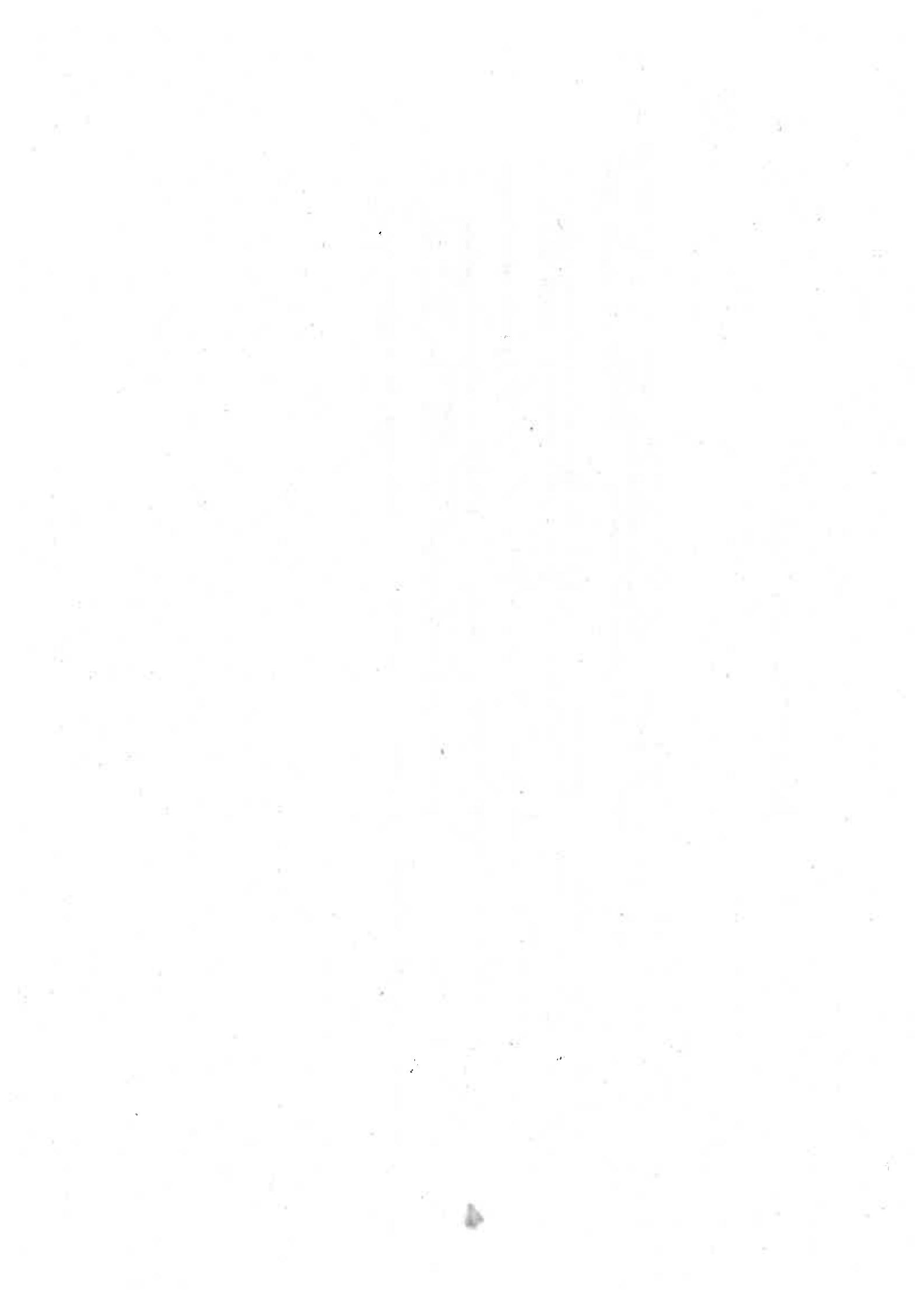
協議会での決定事項を受けて、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に反映

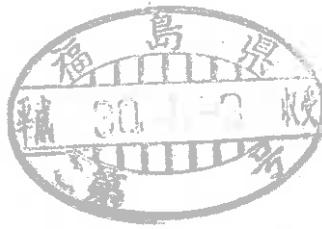
〇子ども・子育て支援法（抄）（平成二十四年八月二十二日）（法律第六十五号）

附則

（保育充実事業）

- 第十四条 保育の実施への需要が増大しているものとして内閣府令で定める要件に該当する市町村（以下この条において「特定市町村」という。）は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため、小学校就学前子どもとの保育に係る子ども・子育て支援に関する事業であつて内閣府令で定めるもの（以下この条において「保育充実事業」という。）のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて当該保育充実事業を行うことができる。
- 2 特定市町村以外の市町村（次項及び第四項において「事業実施市町村」という。）は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るために必要があるときは、保育充実事業のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて当該保育充実事業を行うことができる。
- 3 国は、保育充実事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育充実事業に要する費用の一部を補助することができる。
- 4 特定市町村又は事業実施市町村を包括する都道府県は、保育充実事業その他の保育の需要に応ずるための特定市町村又は事業実施市町村の取組を支援するため、小学校就学前子どもとの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策であつて、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて協議するため、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県、当該特定市町村又は事業実施市町村その他の関係者により構成される協議会を組織することができる。
- 5 内閣総理大臣は、第一項又は前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。





平成30年4月9日
府子本第350号
子保発0409第1号
29初幼教第18号

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局（長）
民政主管部局（長）
教育委員会幼稚園関係事務主管部課（長）

殿

内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）
(公印省略)

厚生労働省子ども家庭局
保育課長
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局
幼児教育課長
(公印省略)

子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業及び協議会の実施について

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（平成30年法律第12号。以下「改正法」という。）により、保育の実施への需要が増大している市町村（特別区を含む。以下同じ。）等は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため、「保育充実事業」を行うことができることとともに、都道府県は、保育の需要に応ずるための市町村の取組を支援するため、当該都道府県、関係市町村等により構成される協議会を組織することができることとされた。

今般、改正法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に当たっての留意事項を下記のとおり定めた。

各都道府県におかれては、内容について十分御了知の上、貴管内市町村に対して遅滞なく周知を図られたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

第 1 保育充実事業について

1. 趣旨

待機児童の解消に向けた保育の受け皿の拡大は喫緊の課題である。このため、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において「子育て安心プラン」を前倒しし、2020 年度末までに 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしており、待機児童解消に向けた取組を集中的に行う必要がある。さらに、「子育て安心プラン」においては、保育の受け皿の拡大と保育の質の確保を「車の両輪」で進めるとしている。

このため、改正法において、保育の量的拡充及び質の向上を図るために行う小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する事業を保育充実事業として法律上に位置付け、当分の間、当該事業の集中的な取組を推進することとした。

その際、保育の受け皿の拡大については、一定の質が確保されている認可保育所等を整備していくことが望ましく、認可保育所等の整備に当たっては、既存の施設を活用することも重要であることから、

- ・認可保育所等への移行を目指す認可外保育施設に対して運営費を補助する事業（以下「認可化移行運営費支援事業」という。）
- ・幼保連携型認定こども園等への移行に向けて私立幼稚園が行う長時間預かり保育の運営費を補助する事業

を保育充実事業として規定するとともに、国は当該事業を行う市町村に対して補助することができることとした。

2. 保育充実事業についての留意事項

（1）特定市町村又は事業実施市町村について

① 特定市町村について

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 30 年内閣府令第 21 号）において、以下のイ又はロに該当する市町村を特定市町村としている。

- イ 事業の実施の前年度の 4 月 1 日以降において待機児童がいること
- ロ 事業の実施年度以降に特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）、特定地域型保育事業又は特例保育を行う施設の利用の申込み

が増加することが見込まれること

イの待機児童の有無については、各年度の4月1日時点の保育所等利用待機児童数調査の結果によるほか、当該調査で待機児童がない場合であっても、調査日以降に個別に待機児童を把握した場合には、特定市町村に該当すること。

また、口については、『「子育て安心プラン」の実施方針について』（平成29年12月21日子保発1221第1号）による子育て安心プラン実施計画の申込児童数の見込みによるほか、当該計画策定時には申込児童数が増加する見込みでない場合であっても、計画策定後の状況の変化により、申込児童数が増加する見込みとなった場合には、特定市町村に該当すること。

② 事業実施市町村について

事業実施市町村（特定市町村以外の市町村）については、保育の量的拡充及び質の向上を図るために必要があるときは保育充実事業を行うことができる」ととされているが、「特に必要があるとき」とは、例えば、管内の認可外保育施設の保育従事者数や資格、構造設備等に関して、保育の質の確保のために改善を図る必要がある場合や、比較的多くの児童が管内の認可外保育施設に通っている状況等が想定されること。

具体的には、管内の認可外保育施設の指導監査の結果や、市町村管内の小学校就学前児童に占める認可外保育施設に通う児童の割合等を踏まえ、認可外保育施設の認可化移行等の必要性から判断されるものであること。

（2）保育充実事業の実施に当たっての手続的事项

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第14条第1項及び第2項において、特定市町村又は事業実施市町村が保育充実事業を実施するに当たっては、法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）に定めることとしているが、できるだけ速やかに市町村計画を改定すること。

また、市町村計画に定める際には、法第61条第7項に基づき、市町村における審議会その他の合議制の機関（市町村子ども・子育て会議）等の意見を聴くこととされていることに留意すること。

（3）保育充実事業の実施期間

法附則第14条第1項において、保育充実事業は当分の間行うこととしており、具体的な期限は定められていないが、待機児童の解消に向けて、2020年度末までの集中的な取組が重要であることに留意すること。

(4) 保育充実事業に対する国の補助

法附則第14条第4項に規定する協議会が待機児童解消等のために協議する施策の対象とする特定市町村については、認可化移行運営費支援事業の補助単価に5%の補助の上乗せを行うこと。

なお、保育充実事業に対する補助の詳細については、「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」（平成27年4月13日付け雇児発0413第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「子どものための教育・保育給付費補助金の国庫補助について」（平成28年8月9日付け府子本第506号内閣総理大臣通知）を参照すること。

第2 協議会について

1. 趣旨

法第62条第1項に基づき、都道府県は、当該都道府県内の教育・保育の提供体制の確保内容等の事項について、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県計画」という。）に定めるとともに、法第3条第2項に基づき、市町村に対して必要な助言及び適切な援助を実施することとされている。

改正法において、待機児童解消を促進するための方策として、こうした現行の都道府県による市町村の取組の支援をより実効的なものとするため、都道府県は、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策であって、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて、当該都道府県、関係市町村等により構成される協議会を組織することができることとした。

2. 協議会についての留意事項

(1) 協議会の設置に当たっての手続的事项

協議会の設置に当たっては、都道府県の条例に根拠を規定する必要はなく、必要に応じて設置に係る要綱等を作成するなどにより設置して差し支えないこと。

また、協議会の設置単位は、都道府県単位での設置に限られず、管内区域ごとに分割して複数設けることも可能であること。

(2) 協議会の構成員

都道府県が協議会を設置する際、協議会を通じて待機児童解消等の取組の支援をする必要があると認める市町村その他の構成員と事前に調整した上で、都道府県が構成員を決定すること。設置後の協議会の組織・運営は、協議会

において定めること。

また、構成員とする市町村の範囲について、都道府県は、協議会を通じて待機児童解消等の取組の支援をする必要があると認める市町村を広く協議会の構成員とすることが望ましいが、全ての市町村を構成員とする必要はないこと。

なお、協議会は、待機児童の解消に向けた個別具体的な施策について、実務的な協議をすることが重要であるため、協議会の出席者は、都道府県・市町村の実務担当者等とすることが望ましいこと。

(3) 協議会の協議事項

協議会における協議事項は、地域の実情に応じて協議会が定めるものであること。また、協議を通じて、各協議事項について適切な KPI（達成すべき成果目標）及びその達成時期を定めること。また、協議会において PDCA サイクルに基づき、協議が整った事項の進捗管理を行うこと。なお、協議事項の例としては、下記の事項が考えられること。

① 受け皿整備の推進

- ・市境を越えた児童の受け入れのための市町村間の広域利用に係る協定締結を支援すること
- ・保育所等の多様な事業主体の参入を促進すること
- ・市町村内の保育提供区域ごとの保育所等の整備計画の精査に関するこ
- ・市町村が独自で定める人員配置基準等の上乗せ基準について、保育利用者や学識経験者等の多様な視点から検証すること
- ・保育所整備や幼稚園の活用等の先進事例の横展開に関するこ

② 保育人材の確保・質質の向上

- ・必要保育士数と予定確保数の推計や広域的な人材確保策に関するこ
- ・保育人材が不足している地域の求人票の優先的な紹介等による保育士需給の調整に関するこ
- ・保育士等キャリアアップ研修についての都道府県研修実施計画の分野別定員数の調整その他の保育士の養成に関するこ
- ・保育士確保のための広域的な広報活動の推進に関するこ

③ その他保育に関する情報の共有・調整等

- ・保育事業者の事務負担軽減のための都道府県の指導監査と市町村の確認監査の監査項目の調整に関するこ
- ・広域的な保育所等の利用が進むよう保育の利用申込みに係るシス

ムや書類の様式、利用調整に係る基準、保育料等の市町村間の差異を調整すること

- ・空き定員の有効活用のため、保育所ごとの空き状況等の保育利用者が必要とする情報の把握及び「見える化」の徹底を行うこと

(4) 協議会設置の際の届出

子ども・子育て支援法施行規則附則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 10 条第 4 項の規定に基づく協議会設置の際の届出については、別紙様式例を参考に、遅滞なく行うこと。

なお、法附則第 14 条第 1 項に規定する特定市町村であって、協議会が協議する施策の対象とする特定市町村が実施する保育充実事業（認可化移行運営費支援事業に限る。）に対する補助の加算には、協議会設置の際の届出が必要となることに留意すること。

また、届出事項に変更が生じた場合又は協議会を休止若しくは廃止した場合には、別紙様式例を参考に届け出ること。

(5) 都道府県計画への反映

協議会で協議が調った事項の都道府県計画への反映については、保育に係る子ども・子育て支援に関する施策の円滑かつ確実な実施のための必要性の観点から、都道府県の判断により行うこと。なお、法第 62 条第 2 項各号に掲げる事項については都道府県計画に定めるとともに、同条第 3 項各号に掲げる事項については、都道府県計画に定めるよう努めること。

都道府県計画への反映に当たっては、協議会において決定した KPI 及びその達成時期も含めて定めるとともに、都道府県が当該計画に基づき PDCA サイクルを回し、目標達成に向けた進捗管理を徹底することが重要であること。

また、都道府県計画に定める際には、法第 62 条第 5 項に基づき都道府県における審議会その他の合議制の機関（都道府県子ども・子育て会議）等の意見を聞くこととされていることから、協議会の協議を進めるに当たっては、その進捗状況を報告すること等により適切に当該機関等と連携をとること。

(別紙様式例 1)

<番号>
平成年月日

内閣総理大臣殿

○ ○ 都道府県知事

印

協議会設置届出書

標記について、平成 年 月 日付で、子ども・子育て支援法附則第
十四条第四項に規定する協議会を設置したため、子ども・子育て支援法施行規
則附則第十条第四項に基づき届け出する。

協議会の名称	
協議会において協議す る施策の対象とする特 定市町村又は事業実施 市町村の名称	(特定市町村) ○○市、○○市、○○市 (事業実施市町村) ○○市、○○市、○○市
備考 (上記以外の構成員等)	

(添付資料)

- (1) 上記届出事項が分かる設置要綱等
- (2) その他参考となる資料

(別紙様式例 2)

< 番号 >
平成年月日

内閣総理大臣殿

○ ○ 都道府県知事

印

協議会関係事項変更届出書

標記について、平成 年 月 日付で、子ども・子育て支援法附則第
十四条第四項に規定する協議会の届出事項に変更が生じたため届け出す。

協議会の名称	変更前	
	変更後	
協議会において協議す る施策の対象とする特 定市町村又は事業実施 市町村の名称	変更前	(特定市町村) ○○市、○○市、○○市 (事業実施市町村) ○○市、○○市、○○市
	変更後	(特定市町村) ○○市、○○市、○○市 (事業実施市町村) ○○市、○○市、○○市
備考		

(添付資料)

- (1) 上記変更事項が分かる設置要綱等
- (2) その他参考となる資料

(別紙様式例3)

<番号>
平成年月日

内閣総理大臣殿

○○都道府県知事

印

協議会廃止（休止）届出書

標記について、平成 年 月 日付で、子ども・子育て支援法附則第
十四条第四項に規定する協議会を廃止（休止）したため届け出する。

協議会の名称	
廃止（休止）理由	
備考	

（添付資料）

- (1) 上記廃止（休止）の事実が分かる設置要綱等
- (2) その他参考となる資料

